

市文化祭開催

問い合わせ 生涯学習課 ☎5800

芸術の秋を飾る祭典「平成27年度大竹市文化祭」が、次の日程で行われます。お誘い合わせのうえ、お越しください。皆さんのご来場をお待ちしています。

行事名	と き	ところ
華 展	10月24日(土)～25日(日) ※最終日は16時まで	ギャラリー おおたけ
美 術 展	10月31日(土)～11月3日(火) ※最終日は16時まで	
盆 裁 展	11月 1日(日)～3日(火) ※最終日は16時まで	総合市民会館
工 芸 展	11月 1日(日)～3日(火) ※最終日は16時まで	
茶 会	11月 3日(火)	
川柳大会	11月15日(日)	



年金のはなし

No. 228

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-232-4171
保険介護課 ☎2141

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した金額が所得税および市県民税の社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、申告の際に支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

10月下旬から11月上旬に送付

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、来年の1月下旬に同様の証明書が送付されます。年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

ご家族の国民年金保険料も控除対象

生計を一にするご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その金額が納付した方の所得税などの控除対象となります。このような場合は、年末調整などや確定申告の手続きの際に、ご家族あてに送られた控除証明書を添付してください。

福祉のたびら

No. 58

障害者差別解消法が平成28年4月から施行されます

問い合わせ 福祉課 ☎2146

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日施行されます。

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者などによる「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

不当な差別的取り扱い

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、お店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取り扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、該当しないこともあります。

合理的配慮をしないこと

聴覚障害者に声だけで話す、視覚障害者に書類を渡すだけで読みあげないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害者には情報を伝えないことになります。障害者が困っているときにその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。

障害者差別解消法Q&A

Q 日常生活の中で個人的に障害者と接するような場合も、対象になるのですか。

A この法律では、一般の方が個人的な関係で障害者と接するような場合は、対象にしません。